第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　対象障害者の雇用義務等（第四条の十二―第十四条）
第二節～第五節　（略）
第四章・第五章　（略）
附則　（略）
（知的障害者）
第一条の二　法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター（次条及び第四条の十五第二号において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。
（削る）
第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　対象障害者の雇用義務等
第四条の十二～第四条の十四　（略）
（法第三十八条第六項及び第四十三条第九項の厚生労働省令で定める書類）
第四条の十五　法第三十八条第六項及び第四十三条第九項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しとする。
一　身体障害者　次に掲げる書類のうちいずれかの書類
イ　身体障害者手帳
ロ　身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定める医師、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条に規定する産業医又は人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第九条第一項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が作成した診断書又は意見書に限る。）
二　知的障害者　知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類
三　精神障害者　精神障害者保健福祉手帳
（国及び地方公共団体の任命権者が公表する事項等）
第四条の十六　法第四十条第二項の規定による公表は、同条第一項の規定により通報した全ての事項に係る内容を公表することにより行うものとする。ただし、やむを得ない場合には、当該内容に代えて、公表をしない旨及びその理由を公表することができる。
2　国及び地方公共団体の任命権者は、前項に定める事項及び理由を公表するに当たつては、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
（法第四十八条第四項及び第九項の厚生労働省令で定める書類）
第十一条の二　第四条の十五（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第四十八条第四項及び第九項の厚生労働省令で定める書類について準用する。
（特定身体障害者雇用率）
第十二条　法第四十八条第六項の厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率は、令第十一条に定める特定職種（次条及び第十四条において「特定職種」という。）について、百分の七十とする。
（法第四十八条第七項の厚生労働省令で定める数）
第十三条　法第四十八条第七項の厚生労働省令で定める数は、特定職種について、五人とする。

第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　対象障害者の雇用義務等（第四条の十四―第十四条）
第二節～第五節　（略）
第四章・第五章　（略）
附則　（略）
（知的障害者）
第一条の二　法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。
第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　対象障害者の雇用義務等
第四条の十二及び第四条の十三　削除
第四条の十四～第四条の十六　（略）
（新設）

（新設）
（特定身体障害者雇用率）
第十二条　法第四十八条第四項の厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率は、令第十一条に定める特定職種（次条及び第十四条において「特定職種」という。）について、百分の七十とする。
（法第四十八条第五項の厚生労働省令で定める数）
第十三条　法第四十八条第五項の厚生労働省令で定める数は、特定職種について、五人とする。